

健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

令和 4年4月 1日から

令和 5年3月31日まで

小監第57号
令和5年8月23日

小山市長 浅野正富様

小山市監査委員 小峰儀則

小山市監査委員 池村好道

小山市監査委員 植村 一

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項の規定に基づき、令和5年7月3日付け小財第76号により審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和5年7月3日から令和5年8月23日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

指 標 名	令和4年度決算 に係る比率 (%)	早期健全化基準 又は経営健全化基準 (%)
1 実質赤字比率	—	11.65
2 連結実質赤字比率	—	16.65
3 実質公債費比率	6.2	25.00
4 将来負担比率	78.7	350.00
5 資金不足比率		
(1) テクノパーク小山南部造成事業特別会計	—	20.00
(2) 水道事業会計	—	20.00
(3) 下水道事業会計	—	20.00

(注:「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため、当該数値が算出されなかったことを表している。)

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算出されなかった。

(2) 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算出されなかった。

(3) 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は 6.2%となっており、これは早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は 78.7%となっており、これは早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(5) 資金不足比率について

ア テクノパーク小山南部造成事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、算出されなかった。

イ 水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、算出されなかった。

ウ 下水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額が生じていないため、算出されなかった。

3 是正すべき事項

指摘すべき事項は特にない。